

米穀取扱事業者は、「登録制」から「届出制」へ

「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律」（平成15年法律第103号）が平成15年7月4日に公布され、平成16年4月1日に施行されました。

この法改正により、従来の計画流通制度（業者登録制度）が廃止され、平常時においては米の流通関係者の主体性を重視する観点から、流通の統制を行わないこととなりました。

ただし、米不足等の緊急時に的確に対応する必要があるため、平常時から流通業者の確実な把握等により、政府備蓄米の売却先を確保するとともに、緊急時において適切な命令が発動できるよう、米穀の出荷又は販売の事業を行おうとする者に主たる事務所等を届出させることとなりました。

業者届出制度の概要

- ① 米穀の出荷又は販売の事業を行おうとする者は、事業開始前に農林水産大臣に開始届を提出（事業規模20精米トン未満の者を除く）
- ② 届出事業者は、届出事項の変更又は事業を廃止したときは、遅滞なく、農林水産大臣に変更届又は廃止届を提出
- ③ 届出事業者は、帳簿を備え、必要事項を記載するとともに、3年間の保存義務を負う
- ④ ①の届出をせず、又は虚偽の届出をして米穀の出荷又は販売の事業を行った者は、50万円以下の罰金
- ⑤ ②の変更届出若しくは廃止届出をせず、又は虚偽の届出をした届出事業者は、20万円以下の過料
- ⑥ ③の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者は、20万円以下の過料

経過措置

- 平成16年4月1日現在、改正前食糧法に基づく登録卸売業者、登録小売業者、登録出荷取扱業者及び自主流通法人については、同日から届出事業者とみなされますので、改めて届出手続きをする必要はありません。
- 平成16年4月1日現在、改正前食糧法に基づく計画外流通米のみを取り扱っている事業者でかつ事業規模20精米トン以上の者については、同年4月末までに事業開始の届出を農林水産大臣へ提出しなければなりません。
- 改正前食糧法に基づく登録卸売業者登録簿及び登録小売業者登録簿は、平成16年4月1日に都道府県知事から農林水産大臣へ引継がれます。

届出手続き

米穀の出荷又は販売の事業を行なおうとする者
(事業規模20精米トン未満の者を除く)

届出書

- ①開始届 (様式第10)
- ②変更届 (様式第11)
- ③廃止届 (様式第12)

「主たる事務所の所在地」を管轄する農政局等に提出
(具体的には、「各農政局の連絡先及び管轄区域」を参照してください)

ちょっと解説

★「米穀の出荷又は販売の事業を行う者」とは？

営利の目的をもってすると否とを問わず、自己の名義により継続反復して、①生産者からの委託を受けて米穀を集荷し、有償で他人に譲渡すること(出荷)又は、②自ら所有する米穀を有償で他人に譲渡すること(販売)を目的として事業活動を行う者をいいます。

従って、生産者が自ら生産した米穀を届出事業者を仲介することなく直接消費者に販売(産直販売)する場合も含まれます。

★「事業規模が20精米トンを超えるかどうかわからない」場合の届出は？

新規に事業を始める場合や、年によって20精米トンを前後する場合等で事業規模を正確に把握できない場合は、届出時点での取扱予定数量を記入することにより、あらかじめ「開始届」を提出しておけば安心です。

なお、自ら生産した米穀を届出事業者に出荷又は販売した数量は、事業規模の積算にはカウントしません。

★制度移行に伴う主な規制緩和内容は？

帳簿の備付け以外の遵守事項や流通規制を廃止したほか、①申請手数料の無料化、②三年に一回の更新手続きの廃止、③届出に係る添付書類の廃止、等の事業者負担の軽減を行っています。

★帳簿の記載内容は？

平常時から事業者の取扱数量を把握するため、必要最小限の記載事項として①米穀の種類別の買受数量、②米穀の種類別の販売数量、③米穀の種類別の在庫数量等を記帳頂くこととなります。